

# 第48回

## 定時株主総会招集ご通知

日時



平成29年6月21日（水曜日） 午前10時

場所



兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号

都ホテルニューアルカイツク

3階 鳳凰の間

開催場所が昨年と異なりますので、末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。

決議事項



第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

### 目次

- P.1 第48回定時株主総会招集ご通知
- P.6 株主総会参考書類
- P.13 事業報告
- P.38 計算書類
- P.42 監査報告書

(証券コード 4971)

平成29年5月30日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目4番1号

メ ッ ク 株 式 会 社

代表取締役社長 前 田 和 夫

## 第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って平成29年6月20日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号  
都ホテルニューアルカイツク3階 鳳凰の間  
(昨年とは会場が異なりますので、末尾の株主総会会場のご案内図をご参照のうえ、お間違えの無いようにお越しく下さい。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第48期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類  
監査結果報告の件
  2. 第48期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

**第1号議案** 定款一部変更の件

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

**第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

### 4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月20日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合  
インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（4頁～5頁）の「インターネットによる議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、平成29年6月20日（火曜日）午後5時15分までに行使してください。
- (3) 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mec-co.com/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
  - ◎ 当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mec-co.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ①事業報告の「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の支配に関する基本方針」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日時

平成29年6月21日(水曜日)  
午前10時

※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

### 株主総会にご出席いただけない場合



議決権行使書用紙を  
郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に  
各議案に対する賛否をご表示のうえ投函

行使期限

平成29年6月20日(火曜日)  
午後5時15分到着分まで



インターネットによる  
議決権行使の場合

(パソコンまたはスマートフォン、携帯電話)

各議案に対する賛否をご入力  
行使方法につきましては、4頁～5頁を  
お読みください。

行使期限

平成29年6月20日(火曜日)  
午後5時15分入力分まで

### ■ご注意

1. 当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

## 《インターネットによる議決権行使についてのご案内》

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月20日（火曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)
- (2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっておりますが、当社の海外連結子会社と決算期を統一することによる適時・適切な会社情報の開示を徹底し、かつ当社グループの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から同年12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第12条、第13条、第38条および第39条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第49期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則でその旨、規定するものであります。

なお、本議案による定款の一部変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものいたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第12条 当社は、毎年 <u>3</u> 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 【条文省略】	(基準日) 第12条 当社は、毎年 <u>12</u> 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 【現行どおり】
(招 集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。	(招 集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。
第14条～第37条 【条文省略】	第14条～第37条 【現行どおり】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等) 第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>2. 【条文省略】 3. 【条文省略】</p> <p>(配当金の除斥期間) 第40条 【条文省略】</p> <p>【新 設】</p> <p>【新 設】</p> <p>【新 設】</p> <p>【新 設】</p>	<p>(事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等) 第39条 剰余金の配当は、毎年6月30日または12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>2. 【現行どおり】 3. 【現行どおり】</p> <p>(配当金の除斥期間) 第40条 【現行どおり】</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第38条の規定にかかわらず、第49期の事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までとする。</p> <p>第2条 第39条の規定にかかわらず、第49期の事業年度に係る剰余金の配当の基準日は、平成29年9月30日または平成29年12月31日とする。</p> <p>第3条 本附則は、平成29年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まえだかずお 前田和夫 (昭和37年4月15日)	平成12年1月 当社入社 平成12年4月 当社社長室室長 平成12年6月 当社取締役社長室室長 平成13年4月 当社常務取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役社長兼研究開発本部長 平成24年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成27年7月 当社最高経営責任者（現任） [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.代表取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.代表取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役	724,100株
	<p>〔候補者とした理由〕 前田和夫氏は、平成14年6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、取締役会の議長として、その活性化およびコーポレート・ガバナンスの強化等に注力するとともに、また平成27年7月以降はCEOとして、中期経営計画やESG戦略等の様々な案件を通して、経営者としての豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップで、企業価値の向上を推進してまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	ながいまこと 長井 眞 (昭和36年3月7日)	<p>平成13年4月 当社入社  平成15年5月 MEC EUROPE NV.取締役社長  平成18年6月 当社執行役員  平成19年4月 当社執行役員国際事業センター長  平成22年1月 当社執行役員兼MEC TAIWAN COMPANY LTD.総経理  平成22年6月 当社常務執行役員  平成25年4月 当社常務執行役員事業本部長  平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員事業本部長  平成27年6月 当社取締役兼専務執行役員事業本部長  (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]  MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役  MEC (HONG KONG) LTD.取締役  MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役  MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役  MEC EUROPE NV.取締役</p>	61,200株
<p>〔候補者とした理由〕  長井 眞氏は、当社取締役としての経験と海外での企業経営等で培った高度な見識を活かし、取締役会の議論の活発化に貢献するとともに、海外展開を含むグローバルな事業経営に中心的な役割を担ってまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	なかがわとしこ 中川登志子 (昭和36年8月3日)	昭和59年4月 当社入社 平成16年4月 当社研究開発センター長 平成16年6月 当社執行役員研究開発センター長 平成22年6月 当社常務執行役員研究開発センター長 平成23年4月 当社常務執行役員事業本部長 平成23年7月 当社常務執行役員事業本部長兼業務サポート室長 平成24年4月 当社常務執行役員事業本部長兼事業企画室長 平成25年4月 当社常務執行役員研究開発本部長兼企画室長 平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員研究開発本部長兼企画室長 平成27年7月 当社取締役兼常務執行役員企画室長兼イノベーション室長 平成28年10月 当社取締役兼常務執行役員経営企画本部長(現任) [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役	59,900株
[候補者とした理由] 中川登志子氏は、当社取締役として、研究開発に関する深い知見を活かし、中期経営計画策定による企業価値の向上や新規分野における研究開発の方針策定に大きな貢献をするとともに、経営企画、基礎的研究開発および生産分野の事業経営を推進してまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	にしやまゆたか 西山 豊 (昭和35年3月13日)	平成8年4月 関西大学工学部助教授 平成12年3月 同大学在外研究員 (MIT) 平成19年4月 同大学化学生命工学部教授 (現任) 平成26年6月 当社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 関西大学化学生命工学部教授	1,000株
	<p>〔候補者とした理由〕</p> <p>西山 豊氏は、当社独立社外取締役として、化学生命工学部教授として培われた専門的な知識・経験等を活かし、研究開発分野、新事業分野において独立した立場で取締役の職務執行の監督や提言を行ってまいりました。これまでの実績や経験および知見と大学教授という立場で大学運営に携わっている経歴を考慮して、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、引き続き同氏を独立社外取締役候補者といたしました。</p>		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 西山 豊氏は、独立社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。
3. 西山 豊氏は現在、当社の独立社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は西山 豊氏との間において、以下の内容の責任限定契約を締結しております。西山 豊氏の再任が承認された場合、当社は西山 豊氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

#### 監査等委員会の意見

独立社外取締役である監査等委員3名は、指名報酬諮問委員会5名のメンバーとなっており、過半数を占めております。取締役の選任・解任に当たっては、指名報酬諮問委員会の選任・解任基準にそって厳格に審査するとともに、監査等委員会においてさらに是非を検討した結果、適任としております。報酬については、金銭報酬のうち業績連動基準の改定や業績連動型株式報酬制度の実施で、短期・中長期の業績連動のウェイトを高めた透明性の高い制度になっており、個々の実績評価は妥当としております。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ 氏 (生年月日)	り が な 名	略 重 要 歴 な 兼 お 職 の 状 び 況	所有する当社の株式数
お 奥 く だ た か お 田 孝 雄 (昭和42年9月25日)		平成8年4月 大阪弁護士会登録 北浜法律事務所 入所 平成14年10月 奥田・木下法律事務所設立、共同代表弁護士 平成17年10月 南森町法律事務所へ改称、共同代表弁護士(現任) 平成27年5月 当社監査役 就任 平成27年6月 当社監査役 退任	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 奥田孝雄氏は、補欠の独立社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
3. 奥田孝雄氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く不測の事態において、企業法務に精通している同氏を社外取締役とすることが適当であると判断したためであります。
4. 奥田孝雄氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有しているためであります。
5. 奥田孝雄氏が、社外取締役に就任する場合に締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）におけるわが国経済は、雇用情勢の堅調な推移、個人消費の持ち直しの動き、輸出の回復、工業投資の増加等を背景に緩やかな回復基調にあったものの、米国の大統領政策の影響や、英国のEU離脱問題、世界的な地政学リスクの高まり、為替の動向等から景気の先行きは不透明であります。

エレクトロニクス業界は、パソコンやタブレットPCの不況が続いており、スマートフォンは出荷台数の伸び率に鈍化が見られました。スマートフォンに使用される電子部品は、電池の容量を大きくするスペース確保のために小型化が進められております。そのため、電子部品を搭載する電子基板も高密度化の傾向にあり、技術革新が進んでおります。IoT（Internet of Things:あらゆるものがインターネットでつながること）関連市場は引き続き高い成長が見込まれ、特に高周波用部品の需要は堅調に推移いたしました。自動運転車の技術も着実に進んでおり、使用されるレーザーやカメラ等のセンサー類の需要が大きく拡大しております。また、センサー類の小型化に伴い、ここでも想像以上に電子基板の高密度化が進んでおります。

このような環境のもと、当社グループは高密度電子基板向け製品の開発、販売に注力いたしました。特にスマートフォンやタブレットPC等のパッケージ基板向けに高いシェアを持つ超粗化剤「CZシリーズ」の改良・開発を加速し、販売を積極的に推進いたしました。CZは高い信頼性によりクルマ向けのセンサー類搭載基板に採用が広がっております。また、エッチング法で高密度配線パターンを実現する「EXEシリーズ」は既にディスプレイ向けに高いシェアを獲得しておりますが、スマートフォンに搭載する電子基板向けにも順調に推移いたしました。スマートフォンやクルマ、HMD（Head Mounted Display）、ロボット等に使われるフレキシブル基板は配線の微細化が進んでおり、銅箔の種類を選ばずに粗化を実現する「UTシリーズ」は引き続き積極的に販売を進め、複数社の基板メーカーがテストを実施しております。さらに、IoT時代の到来により今後拡大していく大量な情報処理に対応する高周波基板向けの「FlatBONDシリーズ」は顧客での安定的な量産が継続しており、今後も拡大の方向にあります。

金属と樹脂とを直接接合する技術である「アマルファ」は一部の携帯端末の金属筐体を製造する工程で使用されておりますが、引き続き販路拡大に向け営業活動に取り組みました。

売上高の内訳は、薬品売上高は88億62百万円（前年同期比1億43百万円、1.7%増）、資材売上高は2億39百万円（前年同期比85百万円、55.1%増）、機械売上高は1億30百万円（前年同期比47百万円、26.8%減）、その他売上高は26百万円（前年同期比0百万円、1.2%増）となりました。薬品売上高の内訳は、密着向上剤は52億12百万円、エッチング剤は30億5百万円、その他薬品は6億44百万円となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は92億59百万円（前年同期比1億81百万円、2.0%増）となりました。薬品の出荷数量は前年同期比で5.5%増加しており、当社薬品の使用は拡大しております。営業利益は18億87百万円（前年同期比2億98百万円、13.6%減）となりました。営業利益率は20.4%となり、前年同期の24.1%に比較し3.7ポイント減少いたしました。その主な要因は、減価償却方法の変更により71百万円増加、尼崎事業所関連の減価償却費負担で64百万円減少ならびに移転費用や什器等の費用により96百万円減少したことによります。経常利益は18億88百万円（前年同期比3億19百万円、14.5%減）となりました。税金等調整前当期純利益は18億75百万円（前年同期比2億78百万円、12.9%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は16億42百万円（前年同期比1億27百万円、8.4%増）となりました。これは当期、日台租税協定の発効等により法人税等の負担率が12.4%（前年は29.7%）と低い数値となったことが主な要因であります。

なお、当期は前年同期と比べ円高の影響で、売上高で6億78百万円、営業利益で3億69百万円減少となりました。

海外売上高比率は54.6%となりました。メック台湾ではパッケージ基板向け薬品売上が好調に推移いたしました。中国のメック蘇州はスマートフォンの電子基板向けに「EXEシリーズ」が採用され、売上が拡大いたしました。中国のメック珠海とメックヨーロッパは堅調に推移いたしました。さらに当社は今後拡大する東南アジア市場を深耕するためにタイに6社目の子会社設立を決議いたしました。操業開始は、平成30年7月を予定しております。

キャッシュ・フローに関しては当連結会計年度末における現金及び現金同等物は前連結会計年度末に比べて3億円増加し、37億23百万円となりました。この要因は営業活動によるキャッシュ・フローで16億33百万円得られ、投資活動によるキャッシュ・フローで24億61百万円使用し、財務活動によるキャッシュ・フローで11億28百万円得たことによります。

以上の結果、ROEは13.0%となり、前年同期比0.5ポイントの改善となりました。これは、法人税等が低い数値となり、親会社株主に帰属する当期純利益が前年同期比8.4%増となったことによります。

また、当社は政策保有株式の売却を取引先と折衝してまいりました。2社の持合いを解消し売却益21百万円を計上しております。なお、株主還元といたしましては、配当金は前年対比1株当たり2円増配し、配当性向は23.6%となっております。当期の自社株買いは20万株を実施いた

しました。

平成27年に着工した尼崎事業所は平成28年に完成し、本社機能、研究開発、生産部門が順次移転し業務を開始いたしました。これらの機能を一拠点に集約し、意思決定が迅速化され、新製品開発のスピードがより加速すると確信しております。IoT時代の到来、自動運転車等の実現によるセンサー類の大量使用やロボットや大量情報処理のため人工知能の本格的到来を見据え、より多くの製品開発によって新たな市場への投入を推進する所存です。

品目別売上高の状況は次のとおりであります。

区 分	第47期（前連結会計年度）		第48期（当連結会計年度）		
	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	8,718	96.0	8,862	95.7	101.7
電 子 基 板 用 機 械	178	2.0	130	1.4	73.2
電 子 基 板 用 資 材	154	1.7	239	2.6	155.1
そ の 他	26	0.3	26	0.3	101.2
合 計	9,078	100.0	9,259	100.0	102.0



(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 45 期 (平成26年3月期)	第 46 期 (平成27年3月期)	第 47 期 (平成28年3月期)	第 48 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高(百万円)	8,003	9,057	9,078	9,259
営 業 利 益(百万円)	1,421	2,008	2,185	1,887
経 常 利 益(百万円)	1,551	2,129	2,207	1,888
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	925	1,344	1,514	1,642
1株当たり当期純利益 (円)	46.09	66.98	76.26	84.86
総 資 産(百万円)	12,869	14,646	15,715	17,993
純 資 産(百万円)	10,265	12,039	12,250	13,110
1株当たり純資産 (円)	511.44	599.85	632.41	683.86
R O E (%)	9.8	12.1	12.5	13.0
従 業 員 数 (名)	275	284	301	321

- (注) 1. 1株当たりの指標については、いずれも自己株式数を控除して算出しております。  
 2. ROE算定の分母となる純資産は自己株式を控除して算出しております。  
 3. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

## (5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、「1. 企業集団の現況に関する事項」〔(1)事業の経過および成果〕の欄に記載したとおりであり、景気動向は依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境ではありますが、当社グループは、企業価値の源泉である社是「仕事を楽しむ」を掲げ、経営理念「独創の技術」「信頼の品質」「万全のサービス」を基本方針として事業展開を重ねてまいりました。上記基本方針の実現および株主共同の利益に資するために、平成29年末を最終年度とする3年間の中期経営計画「e-frontier next」を策定し、その推進による企業価値の向上に努めております。「e-frontier next」では上記の基本方針に加え、経営戦略の根幹となる新たな定性目標として、「技術マーケティングの強化」「オープンイノベーションの推進」および、経営基盤の整備として「ESG戦略の推進」を策定し、取組みを開始しております。

また、更なる成長路線を実現するべく、経営の諸課題に全力で取り組み、企業価値の最大化に努めていく所存であります。

### ① 技術マーケティングの強化

従来、当社グループの顧客はその大半が電子基板・部品製造メーカーでありましたが、今後は大きく視野を拡大し、例えば“川上”の材料メーカーとの共同評価、“川下”のエンドユーザ、セットメーカーへの技術紹介や認定取得といった活動をより強化してまいります。技術マーケティングの強化により製品開発の迅速化にも寄与すると考えております。当社のコア技術をより全面に出したグローバルなマーケティングにより、潜在顧客の発掘と拡販および新製品開発を図ります。

### ② オープンイノベーションの推進

近年、世界におけるIoTやAI（人工知能）の発達と技術革新の進行はめざましいものがあります。当社グループもその流れをいち早くつかみ、事業拡大につなげるべく、経営理念「独創の技術」に加えて、外部のアイデアや開発力をより積極的に活用することで自社の潜在力を引出し、これまでになかった価値を見つけて事業化を図ります。また、社内だけでなく、外部を積極的に活用することで、開発の迅速化も実現できると確信しております。

### ③ ESG戦略の推進

E：Environment環境、S：Social社会、G：Governance企業統治 の頭文字からなるESG戦略は、会社事業の礎となるものです。当社は化学薬品事業会社として、例えば環境においては適正な化学物質の管理、自然および生物多様性の保護に努めてまいります。また社会においては従業員の「ワーク・ライフ・バランス」支援、地域社会での活動・貢献を積極的に推進しております。

当社は代表取締役社長が委員長を務めるESG委員会を設置しており、3ヶ月に1回、委員会を開催し、ESG戦略の推進に努めております。例えば、尼崎事業所に関しては、住宅地ということもあり、地域住民の避難場所としての機能も有しております。また、当社に対するご理解を深めていただくためにも地域住民向けの説明会や見学会の開催も予定しております。

さらに、製品開発においてもESG戦略、特に環境面に重きをおき進めてまいります。

そして企業統治においては経営のダイバーシティ（多様性）と透明性確保の観点から社外役員の招聘を積極的に推進し、また情報開示、資本効率向上に常に取り組んでおります。

当社グループは、これらの課題を克服することにより、オンリーワンまたはナンバーワンの領域を複数保有する地位の獲得を目標とし、継続的に高い成長を実現し続けるべく全力を尽くしてまいります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MEC TAIWAN COMPANY LTD.	25,000千NT\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC (HONG KONG) LTD.	4,500千HK\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.	8,000千HK\$	100 % (100) (※1)	電子基板・部品資材事業
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.	4,000千US\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC EUROPE NV.	1,000千EUR	100 % (※2)	電子基板・部品資材事業

(※1) MEC (HONG KONG) LTD.所有分であります。

(※2) MEC TAIWAN COMPANY LTD.が0.05%出資しております。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、電子基板・部品資材事業を主業務としており、各製商品分類、主要製商品は以下のとおりであります。

製商品分類		主要製商品
製品	電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	密着向上剤 エッチング剤 その他表面処理剤
	電子基板用機械	薬品処理機械 各種前後処理機械
商品	電子基板用資材	銅箔 ドライフィルム
その他		機械修理

(8) 主要な営業所および工場 (平成29年3月31日現在)

名 称	所 在 地
メック株式会社：本社・研究所・尼崎工場	兵庫県尼崎市
メック株式会社：西宮工場	兵庫県西宮市
メック株式会社：長岡工場	新潟県長岡市
メック株式会社：東京営業所	東京都立川市
MEC TAIWAN COMPANY LTD.：本社・工場	台湾 桃園市
MEC (HONG KONG) LTD.：本社	香港 九龍地区
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.：本社・工場	中国 珠海市
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.：本社・工場	中国 蘇州市
MEC EUROPE NV.：本社・工場	ベルギー ゲント

(注) 当社は本社を平成28年12月26日、研究所を平成29年1月16日に移転し、それぞれの機能を一拠点に集約いたしました。

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
321名	20名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
177名(男性 126名) (女性 51名)	9名増	40.5歳	12.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	875 百万円
株式会社三井住友銀行	875

## 2. 会社役員に関する事項 (平成29年3月31日現在)

## (1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	前 田 和 夫	最高経営責任者 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.代表取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.代表取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役
取 締 役	長 井 眞	専務執行役員 事業本部長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役
取 締 役	中 川 登 志 子	常務執行役員 経営企画本部長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役
取 締 役	西 山 豊	関西大学化学生命工学部教授
取締役 (監査等委員)	前 田 勝 廣	
取締役 (監査等委員)	佐 竹 隆 幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 兵庫県立大学名誉教授 株式会社オーク 社外取締役
取締役 (監査等委員)	田 中 明 子	しんわ税理士法人 代表社員 ココロデザイン株式会社 代表取締役

(注) 1. 取締役西山 豊氏ならびに取締役 (監査等委員) 前田勝廣氏、佐竹隆幸氏および田中明子氏は、独立社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 取締役（監査等委員）田中明子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の制度趣旨にそって、内部統制室を監査等委員会直属の組織とし、内部統制システムを活用した組織的監査を行い、監査等委員会の補助使用人の事務局を設ける等の緊密な体制をとっております。また監査等委員会は、選定監査等委員の仕組みを活用して年間の役割分担を定め、例えば内部統制室と共にすべての事業所を往査する等で監査品質を維持するとともに、全員が独立社外取締役として、取締役会等に加え指名報酬諮問委員会・ESG委員会の委員にも就任し、監督の付託に応えるよう努めております。  
また監査等委員のうち1名は、適宜適切に職務対処ができるよう人選をしております。  
毎月開催される監査等委員会には、社外取締役、内部統制室も出席し情報共有と意見交換を行っております。そのため、当社は常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 平成28年6月21日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、監査役松下太郎氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社と西山 豊氏、前田勝廣氏、佐竹隆幸氏および田中明子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4氏ともに1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、平成28年6月21日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、取締役佐竹隆幸氏、常勤監査役前田勝廣氏、監査役田中明子氏の任期が満了し、それぞれ取締役（監査等委員）に就任しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く） （うち独立社外取締役）	5名 (2)	112百万円 (5)
取締役（監査等委員） （うち独立社外取締役）	3 (3)	19 (19)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (2)	7 (4)
合 計	11	138

- (注) 1. 上記には、平成28年6月21日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名を含んでおります。なお当社は、平成28年6月21日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第37回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、会社法第361条第1項第3号に規定する「金銭以外の報酬」を含まない。）と決議されております。また、移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成28年6月21日開催の第47回定時株主総会において、年額170百万円（うち社外取締役分20百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年6月21日開催の第47回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月26日開催の第32回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。
5. 独立社外取締役および監査役の報酬は、月額定額報酬としております。
6. 取締役（独立社外取締役を除く。）の報酬は、月額定額報酬と業績連動報酬としております。業績連動報酬には、連結経常利益に連動する業績連動型金銭報酬と中長期的報酬としての業績連動型株式報酬とがあり、それぞれ役位に応じてウエイト配分しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 独立性がない場合の判断基準の制定

独立性がない場合の厳格な判断基準を以下のとおり制定しております。これに照らして社外役員は、全員独立性を有しております。

a 議決権を5%以上保有している当社の大株主であるか大株主である組織において、勤務経験がある。

b 当社のメインバンクもしくは主要な借入先において、勤務経験がある。

c 当社の主要な取引先もしくは当社を主要な取引先とする組織において、勤務経験がある。

d 当社の監査法人や弁護士事務所、主幹事証券において、勤務経験がある。

e 当社から役員報酬以外にコンサルティング報酬や弁護士報酬、税理士報酬などの報酬を得ている実績がある。

f aからeの該当期間は、現時点から遡り5年以内とする。

g 次のイからロまでのいずれかに掲げる者の近親者である。

イ aからfまでに掲げる者。

ロ 当社または子会社、関連会社の業務執行者や非業務執行者、従業員。

#### ② 重要な兼職先と当社との関係

すべての役員の役員兼任ルールとして、非業務執行役員は当社を含め原則4社以内、業務執行役員は当社を含め原則2社以内としております。兼職のある役員は下記のとおりです。

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
独立社外取締役	西山 豊	関西大学化学生命工学部教授	特別の関係なし
独立社外取締役 (監査等委員)	佐竹 隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 兵庫県立大学名誉教授 株式会社オーク 社外取締役	特別の関係なし
独立社外取締役 (監査等委員)	田中 明子	しんわ税理士法人 代表社員 ココロデザイン株式会社 代表取締役	特別の関係なし

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役の取締役会出席率および監査等委員である社外取締役の監査等委員会出席率は85%以上のルールとしております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
独立社外取締役	西 山 豊	<p>当事業年度に開催された17回の取締役会のすべてに出席し、さらに13回開催された監査等委員会にもオブザーバーとして8回出席しております。</p> <p>化学生命工学部の教授として培われた専門的な知識・経験等に基づき主に研究開発部門において有益な提言を行い、多大なる貢献を果たしております。また、E S G委員会委員としてE S Gの推進においても環境の側面から客観的な意見を積極的に発言しております。</p>
独立社外取締役 (監査等委員)	前 田 勝 廣	<p>当事業年度に開催された17回の取締役会、5回の監査役会、13回の監査等委員会すべてに出席しております。監査等委員長として委員会の運営にあたるほか指名報酬諮問委員会委員、E S G委員会委員にも就いて活動しております。</p> <p>監査等委員会制度への移行に伴う改正会社法対応やコーポレート・ガバナンスの強化、監査・監督機能の充実のための諸施策などに経営者として培われた経験と学習に基づく専門的見地から多岐にわたり意見および提言を行っております。</p>
独立社外取締役 (監査等委員)	佐 竹 隆 幸	<p>当事業年度に開催された17回の取締役会のすべてに出席し、さらには新たに就任した監査等委員として13回の監査等委員会すべてに出席し経営系専門職大学院教授として培われた専門的な知識、経験等を監査・監督に活かしてきました。</p> <p>特に顧客価値創造経営を実現し、「社会の公器」として地域に貢献しうる企業としての責任を果たすための社内プラットフォームをより強固に確立すべく貢献するとともに、E Sの向上、C Sの向上、C S Rのさらなる実践に向けての社内システム確立、代表取締役社長・経営幹部と社外取締役との意見交換会のコーディネーターを務めております。指名報酬諮問委員会委員およびE S G委員会委員として、特にE S Gの推進において多大なる貢献を果たし、客観的な意見を積極的に発言しております。</p>
独立社外取締役 (監査等委員)	田 中 明 子	<p>当事業年度に開催された17回の取締役会、5回の監査役会、13回の監査等委員会すべてに出席しております。監査等委員としての任務にあたるほか指名報酬諮問委員会委員として女性の活躍推進や経営管理体制の強化に向けた活動をしております。</p> <p>税理士として知見や経験を活かし、税制改正や国際税務情勢等の情報提供に努めるとともに、会計の専門家としてグローバルベースの経営管理を見据えた財務会計の必要事項を提言してまいりました。</p>

### 3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当社が支払うべき報酬等の額	23百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などを確認し、適切性、妥当性を判断した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
3. 当社子会社のうち、MEC EUROPE NV.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人のネットワーク以外の監査法人の監査を受けております。その他の子会社の監査費用として、当社会計監査人と同一のデロイトトウシュートーマツのネットワークの会計監査人に対して支払うべき金額の総額は14百万円であります。

#### (3) 非監査業務の内容

当社が監査公認会計士などに対して報酬を支払っている非監査業務の内容と致しましては、「決算早期化に関する助言業務」があります。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の選定基準・評価基準を定め、また独立性と専門性を每期確認しております。会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、検討委員会の答申を受けて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

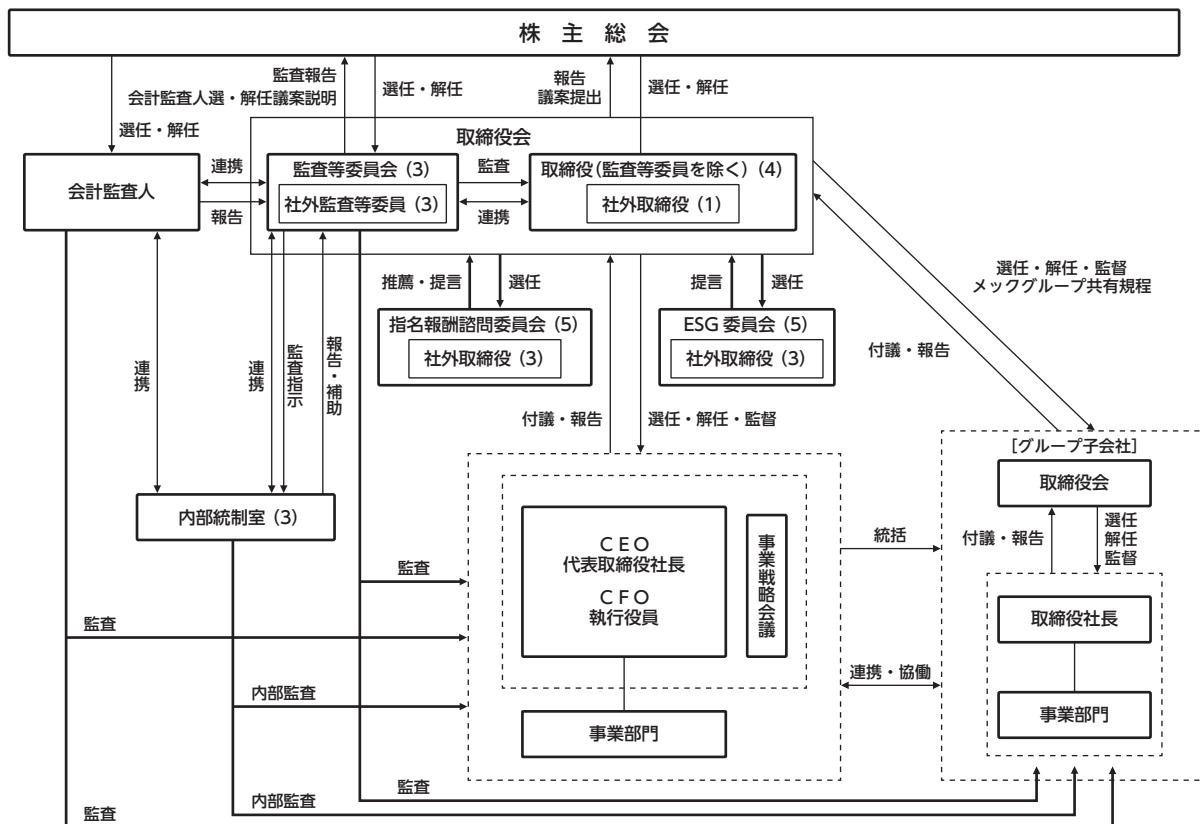
また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 4. 会社の体制および方針

〔グループコーポレート・ガバナンスの状況〕



##### (1) 当社とその子会社および関連会社(以下、「メックグループ」という。)の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① メックグループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(i) メックグループの内部統制・コンプライアンス体制の基本として、メックグループ企業行動憲章・企業行動規範およびメックグループ内部統制・内部監査・J-SOX 規程、コンプライアンス規程を定める。社長を委員長とする内部統制委員会、コンプライアンス委員会を

設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、必要に応じて、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。

- (ii) 取締役は、メックグループにおいて重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会および他の取締役に報告する。
- (iii) 適正かつ効率的な業務の遂行と内部統制体制の独立性の確保、整備を図り、不正等を未然に防止することを目的に、内部監査部門である内部統制室を監査等委員会直属の組織として設置する。内部統制室に所属する使用人の人事（異動、報酬等）については、監査等委員会の同意を得た上で決定することとする。

内部統制室は、年間計画に従って内部監査を実施し、その監査結果を監査等委員会、取締役、内部統制委員会等に報告する。
- (iv) 法令違反、就業規則等社内規程に違反する行為、セクシュアル・ハラスメント等非人道的な行為などの事実のメックグループ内部通報制度として、社外取締役の中から1名と社外の弁護士等、内部統制室長を直接の受領者とする内部通報システムを整備する。また内部通報者等が通報および調査に協力したことで不利益な取り扱いとならないよう徹底する。
- (v) 監査等委員会は、会社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、代表取締役社長に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
- (vi) 監査等委員会と監査等委員でない社外取締役、内部統制室は、原則として毎月1回監査等委員会にオブザーバーとしての出席を要請することにより会合を持ち、監査結果等について報告するとともに、意見交換をする。

## ② メックグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) メックグループの取締役の職務の執行が経営の基本方針に基づき効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。会社の事業戦略に関わる重要事項については、取締役および執行役員等で構成する毎月1回開催の事業戦略会議ならびに管理職で構成する毎年2回開催の全社方針会議において議論し、周知徹底を図る。
- (ii) 取締役の職務の執行に対する監督機能を高める等のため、取締役会における社外取締役の員数が過半数もしくは半数となるよう選任をする。一方で執行役員制度の充実も進め、監督と執行の分離を図っていく。
- (iii) 取締役会直属の社外取締役が過半数の「指名報酬諮問委員会」と「ESG委員会」を設置し、取締役会への多面的な検討をした候補者推薦や多くの提言を行う。

(iv) 社外取締役は、社長をはじめとする取締役、最高財務責任者と原則として3ヶ月に1回の会合を持ち、意見および情報の交換をする。

筆頭社外取締役が、この運営の任に当たることとする。

(v) 取締役会が決定する業務執行を効率的に行うため、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程を置き、業務ごとの責任者・決裁権限・執行手続きの詳細を定める。

- ③ メックグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役会等重要会議の議事録および稟議書等の決裁書類の作成・保存・管理に関する事項を、取締役会規程、稟議規程、文書管理規程等に定め、これらに則って業務処理を行うこと。
- ④ メックグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 当社事業活動遂行上の主要なリスクとして、イ. 法令・定款違反リスク、ロ. 品質リスク、ハ. 環境リスク、ニ. 個人情報保護・特定個人情報保護リスク、ホ. 情報漏洩・情報セキュリティリスク、ヘ. 災害リスク、ト. サプライチェーンリスク等の事項を認識し、その把握と管理を行うための社内体制を整備する。
- (ii) リスク管理の基本体制として、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、メックグループリスク管理規程および関連規程を整備して、個々のリスクごとの管理責任体制を確立する。
- (iii) 事業継続のための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、不測の事態が生じたときは、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要により外部専門家等の支援も得て迅速に対応し、損害の未然防止、最小化対策を実施する。
- ⑤ グループ各社における業務の適正を確保するための体制
- (i) グループ各社における業務の適正を確保するため、メックグループとしての経営理念・社是・企業行動憲章・企業行動規範、関係会社管理規程、内部統制・内部監査・J-SOX規程、内部通報規程、リスク管理規程等のグループ共有規程を整備し、グループ各社は関連規程、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。
- (ii) グループ各社の経営管理のために関係会社管理規程を定め、これに基づきグループ各社は決裁・報告をすることとし、重要な事項に関しては当社取締役会決議によって、グループ各社の経営管理を行う。
- また、事業本部をはじめ、国内各事業部門がそれぞれの事業分野についてグループ各社の事業部門を統括し、連携・協働する。

- (iii) 取締役は、グループ各社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査等委員会および他の取締役に報告する。
  - (iv) グループ各社は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反その他コンプライアンス上問題があると認めるときは、監査等委員会および内部統制室に報告し、監査等委員会および内部統制室は、代表取締役社長に意見を述べ、または改善策の策定を求める。
  - (v) メックグループの監査・内部統制の充実を図るため、監査等委員会と内部統制室はともに国内外の全事業所・部・室を調査する方針としている。グループ会計監査人のみならず海外グループ各社の調査にあたっては、現地会計監査人等とも情報交換を実施する。
- ⑥ メックグループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (i) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が監査等委員会に報告すべき事項および時期について、諸規程に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。また、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう徹底する。
  - (ii) 前項に拘わらず、監査等委員会は、いつでも必要に応じて、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査等委員会と内部統制室は、会計監査人と原則として年間5回の会合を持ち、意見および情報の交換を行い、連携と相互牽制を図る。
  - (ii) 監査等委員会は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができる。監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還については、監査等委員の請求に基づき適切に処理をする。
- ⑧ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会の補助に関する規程を設け、監査等委員会から要請があった場合の補助使用人の任命手続を定める。
- 補助使用人の属する事務局は、監査等委員会規程の定めるところにより内部統制室に設ける。

- ⑨ 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (i) 取締役会は、補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、その人事（異動、報酬等）については、監査等委員会の同意を得た上で決定することとする。補助使用人は、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人の指揮命令を受けない。
  - (ii) 補助使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

## (2)メックグループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令および定款に適合することの確保に関する運用状況
  - (i) 全取締役が出席する内部統制委員会、コンプライアンス委員会を半年に1回計2回開催いたしました。いずれにおいても、開示すべき重要な不備に該当する指摘はありませんでした。

内部統制室は監査等委員会で承認された年間監査計画を取締役に報告し、内部監査の結果を都度監査等委員会、取締役会等に報告しております。
  - (ii) 内部通報システムのより一層の充実を図るため、今後のグローバル展開を踏まえてグループとしてのグローバル内部通報制度の整備を進めました。内部通報システムの運用状況はコンプライアンス委員会にて報告いたしました。
  - (iii) 社外取締役と内部統制室長は、原則月1回開催される監査等委員会に出席し、監査等委員である取締役と有効な意見交換をしております。
  - (iv) メックグループの経営方針および企業行動規範の周知・徹底を図り、良き企業市民としての行動ができるよう、新たに入社した従業員（契約・派遣も含む）には『労務・倫理ガイドライン』によるコンプライアンス教育の周知・徹底を行っております。
  - (v) メックグループの経営理念、中期経営計画等の経営方針を、共通価値観を持って捉え行動できるようにグループ各社の取締役・執行役員および使用人に周知・教育を実施し、浸透を図っております。
  - (vi) 全社のコンプライアンス状況の把握を目的とし、モニタリング調査を定期的を実施し、コンプライアンス委員会に報告しております。
- ② 取締役の職務執行が効率的に行われることの運用状況
  - (i) 当事業年度に取締役会を17回開催し、中期経営計画フォロー、予算、コーポレート・ガバナンスの充実、海外子会社設立等について活発な議論と審議を行いました。
  - (ii) 指名報酬諮問委員会は4回、ESG委員会は6回開催し、中長期的業績連動報酬制度の導入、取締役等の選任議案の審議等と尼崎事業所建設に伴うESG経営案件、取締役会評価、コーポレートガバナンス・コード対応を中心に有効な提言を取締役会に行いました。
  - (iii) 社外取締役と代表取締役社長・経営幹部との四半期ごとの意見交換会を実施し、経営の基本にかかわるテーマを中心に活発な議論をいたしております。
  - (iv) 監査等委員会制度への移行にあたって、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任するとともに職務執行権限委譲・見直しを実施し、迅速な職務執行に資するようにいたしました。

③ 情報の保存および管理に関する運用状況

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

④ リスク管理に関する運用状況

当社は薬品を扱う業種のため安全や化学薬品のリスクアセスに重点を置いて取り組んでおります。当期は、本社新設に伴い、全事業所で毒劇物管理体制の点検を実施、適切であることを確認しました。また、主要な海外・国内生産拠点を結んでBCM訓練を実施しました。なお、年2回開催のリスクマネジメント委員会において、情報の共有と不備の洗い出しを実施・確認しております。

⑤ グループ各社の業務の適正を確保するための運用状況

選定監査等委員と内部統制室はグループ各社を調査し、現地会計監査人との情報交換を実施いたしました。

⑥ 監査等委員会の監査に関する運用状況

(i) 監査等委員は、事業戦略会議、全社方針会議等の重要な協議の場に参加し、往査結果と合わせ内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

(ii) 監査等委員会は、会計監査人と3回、内部統制室と13回の意見および情報交換会を実施し、経理部門主催の会計監査人、内部統制室との打ち合わせ会にも出席しました。監査等委員会は、会計監査人との打ち合わせ内容を取締役に都度報告しております。

## <ご参考>

### コーポレートガバナンス・コードに関する主な取組み

#### ① 招集通知の早期開示および議決権の電子行使

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の皆様の権利が実質的に確保されるよう努めております。

平成29年3月期には、株主の皆様が議決権行使するための十分な検討期間を設けられるように、招集通知の3週間前発送を行い、更にその1週間前にHPにて電子開示を行い、正確な情報の迅速かつ公平な提供に努めました。また、株主の皆様の利便性も考慮し、議決権の電子行使を導入しております。

#### ② 業績連動型株式報酬の導入

当社は、株主の皆様と一層の価値の共有を図るため、また当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献のため、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。

③ 取締役会および監査等委員会評価

取締役会および監査等委員会の実効性を確保するため、取締役会および監査等委員会評価を実施しました。

取締役会評価は、業務執行取締役による自己評価を独立社外取締役が外部の目線で評価し、ESG委員会で検討することにより取締役会の実効性確保に取り組んでおります。

監査等委員会評価は、監査、監督に係る選択項目について監査等委員の自己評価および独立社外取締役（監査等委員を除く。）と内部統制室長による外部評価を実施しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

#### ① 剰余金の配当等の決定方針

当社は、剰余金の配分につきましては、長期的な企業価値拡大のための事業活動への再投資と株主を始めとする各ステークホルダーに対する利益還元との均衡を基本に、当該期および今後の業績等を勘案のうえ実施する方針であります。事業活動への再投資としては、競争力の強化・維持のための研究開発投資、生産設備投資、国際戦略投資を中心に据えつつ、継続的な事業活動を支える安定した財務体質確立のための内部留保も図ってまいります。また、配当金につきましては、安定配当の考え方を維持しつつ期間利益の反映を図る所存であります。

#### ② 当期の剰余金処分

繰越利益剰余金2,511,134,332円の処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、平成29年5月23日開催の取締役会決議により、1株当たり期末配当金は10円とし、既に実施済みの中間配当金10円を合わせ年間配当金1株当たり20円とさせていただきます。期末配当金の総額は193,071,790円であります。また、別途積立金に1,000,000,000円を積立て、残額の1,318,062,542円を次期繰越利益とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
<b>流動資産</b>	<b>流動負債</b>
現金及び預金	支払手形及び買掛金
受取手形及び売掛金	1年内返済予定の 長期借入金
商品及び製品	未払金
仕掛品	未払費用
原材料及び貯蔵品	未払法人税等
繰延税金資産	賞与引当金
その他	役員賞与引当金
貸倒引当金	設備関係未払金
<b>固定資産</b>	その他
<b>有形固定資産</b>	<b>固定負債</b>
建物及び構築物	長期借入金
機械装置及び運搬具	繰延税金負債
工具、器具及び備品	退職給付に係る負債
土地	株式報酬引当金
建設仮勘定	その他
<b>無形固定資産</b>	<b>負債合計</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>純資産の部</b>
投資有価証券	株主資本
退職給付に係る資産	資本金
繰延税金資産	資本剰余金
その他	利益剰余金
貸倒引当金	自己株式
<b>資産合計</b>	その他の包括利益累計額
<b>17,993,671</b>	その他有価証券評価差額金
	為替換算調整勘定
	退職給付に係る調整累計額
	<b>純資産合計</b>
	<b>負債及び純資産合計</b>
	<b>17,993,671</b>

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		9,259,839
売上原価		3,214,591
売上総利益		6,045,247
販売費及び一般管理費		4,157,782
営業利益		1,887,465
営業外収益		
受取利息	21,312	
受取配当金	10,039	
試作品等売却収入	24,542	
その他	13,745	69,640
営業外費用		
支払利息	2,179	
売上割引	4,478	
為替差損	36,676	
廃棄物処理費用	18,630	
その他	6,858	68,822
経常利益		1,888,283
特別利益		
固定資産売却益	6,769	
投資有価証券売却益	21,908	28,677
特別損失		
固定資産除却損	16,868	
投資有価証券評価損	5,999	
厚生年金基金解散損失	18,625	41,493
税金等調整前当期純利益		1,875,467
法人税、住民税及び事業税	497,593	
法人税等調整額	△264,663	232,929
当期純利益		1,642,538
親会社株主に帰属する当期純利益		1,642,538

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>5,399,734</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,534,814</b>
現金及び預金	2,366,577	支払手形	549,458
受取手形	240,794	買掛金	284,610
売掛金	1,417,183	1年内返済予定の長期借入金	500,000
商品及び製品	92,818	未払費用	159,637
原材料及び貯蔵品	189,424	未払法人税等	54,896
前払費用	15,903	預り金	139,600
繰延税金資産	105,916	賞与引当金	12,524
未収入金	965,604	役員賞与引当金	227,956
その他	5,510	設備関係支払手形	32,797
<b>固定資産</b>	<b>8,385,965</b>	設備関係未払金	373,741
<b>有形固定資産</b>	<b>6,803,323</b>	その他	195,541
建物	3,633,682	<b>固定負債</b>	<b>1,439,221</b>
構築物	79,739	長期借入金	1,250,000
機械及び装置	529,881	繰延税金負債	84,482
車両運搬具	18,483	資産除去債務	587
工具、器具及び備品	267,500	退職給付引当金	37,750
土地	2,274,036	株式報酬引当金	43,484
<b>無形固定資産</b>	<b>133,460</b>	その他	22,916
借地権	29,380	<b>負債合計</b>	<b>3,974,036</b>
ソフトウェア	102,000	<b>純資産の部</b>	
その他	2,080	株主資本	9,690,091
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,449,180</b>	資本金	594,142
投資有価証券	462,583	資本剰余金	456,912
関係会社株式	687,935	資本準備金	446,358
出資金	5	その他資本剰余金	10,553
長期前払費用	623	<b>利益剰余金</b>	<b>9,474,691</b>
前払年金費用	283,371	利益準備金	63,557
その他	14,660	その他利益剰余金	9,411,134
<b>資産合計</b>	<b>13,785,699</b>	別途積立金	6,900,000
		繰越利益剰余金	2,511,134
		<b>自己株式</b>	<b>△835,654</b>
		評価・換算差額等	121,571
		その他有価証券評価差額金	121,571
		<b>純資産合計</b>	<b>9,811,663</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>13,785,699</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,444,641
売上原価		2,165,331
売上総利益		4,279,309
販売費及び一般管理費		3,069,470
営業利益		1,209,838
営業外収益		
受取利息及び配当金	668,147	
その他	29,124	697,272
営業外費用		
支払利息	2,179	
為替差損	18,332	
廃棄物処理費用	18,630	
その他	670	39,812
経常利益		1,867,299
特別利益		
固定資産売却益	305	
投資有価証券売却益	21,908	22,213
特別損失		
固定資産除却損	12,203	
投資有価証券評価損	5,999	
厚生年金基金解散損失	18,625	36,829
税引前当期純利益		1,852,683
法人税、住民税及び事業税	305,145	
法人税等調整額	△8,538	296,606
当期純利益		1,556,076

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

メック株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 倉 幸 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メック株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

メック株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢倉 幸 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メック株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査の方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、平成28年6月21日に開催された第47回定時株主総会におきまして当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしましたので、平成28年4月1日から平成28年6月21日定時株主総会終結時までの監査につきましては、監査役および監査役会が実施してきた監査内容を監査等委員会が引き継ぎ、監査の方法及び結果を確認のうえ当事業年度の監査報告としております。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、内部統制室その他の使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

監査等委員会が定めた「監査等基準」に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、内部統制室と連携のうえ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、事業戦略会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びすべての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。代表取締役社長・経営幹部と監査等委員を含めた社外取締役との意見交換会を3カ月に1回計4回、内部統制室とは毎月計18回の会合を持ちました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また事業規模の小さいMEC (HONG KONG) LTD.を除くその他の子会社に赴き、重要書類を閲覧し、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、また職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。会計監査人とは6回の会合を持ちました。また往査したすべての子会社の会計監査人とも意見及び情報の交換の会合を持ちました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

メック株式会社 監査等委員会

監査等委員 前 田 勝 廣 ㊟

監査等委員 佐 竹 隆 幸 ㊟

監査等委員 田 中 明 子 ㊟

(注) 監査等委員3名は、全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

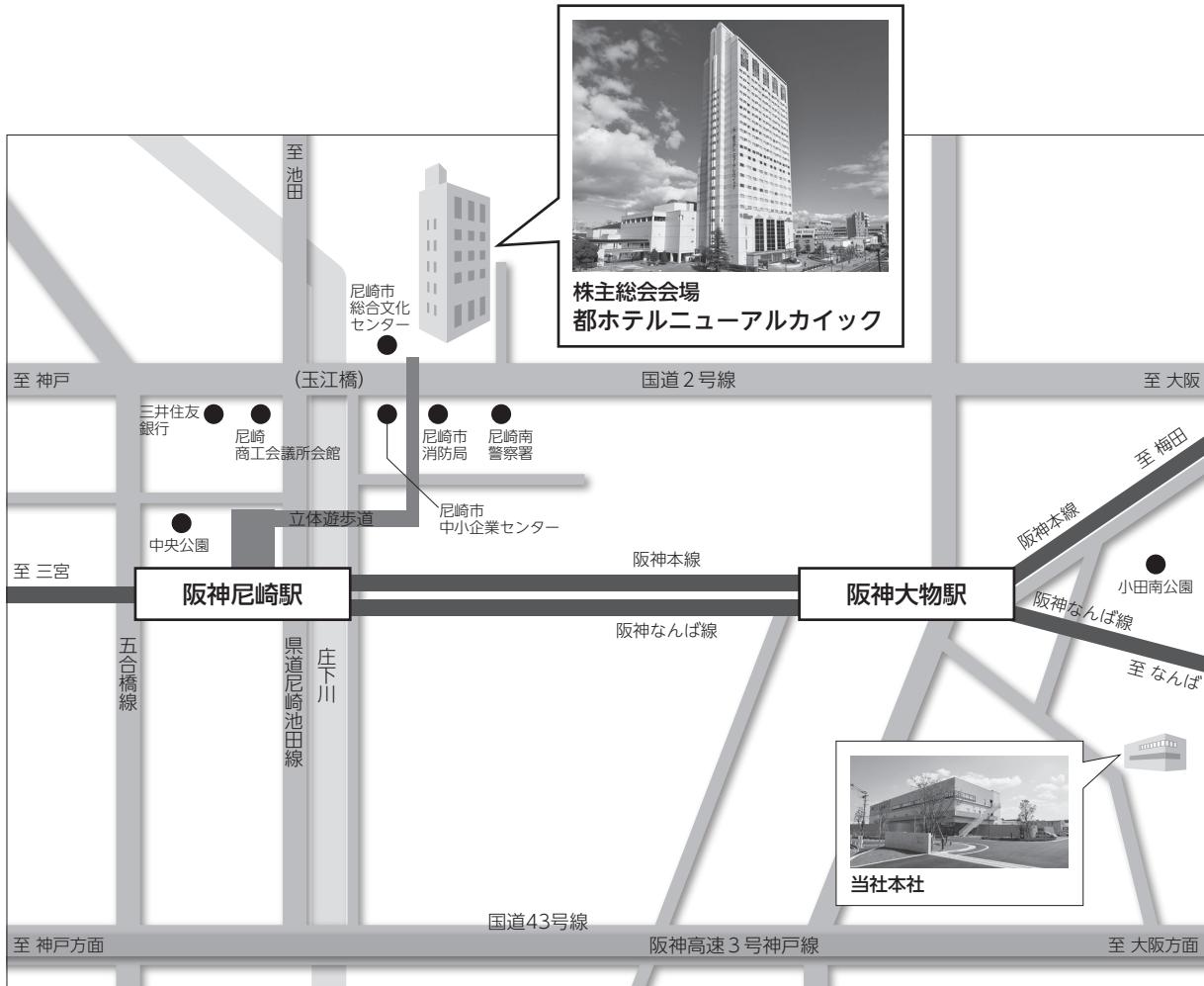
会場

兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号  
都ホテルニューアルカイク 3階 鳳凰の間

交通

「阪神尼崎駅」より  
立体遊歩道にて徒歩約6分

開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。また本総会専用の駐車場の用意がございませんので、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

